

独立行政法人国立病院機構中期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

平成 31 年 2 月 28 日
令和 年 月 日改正

厚生労働大臣 田 村 憲 久

第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的に、全国 140 の病院を 1 つの法人として運営している。

急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2025 年（令和 7 年）までにいわゆる「団塊の世代」が 75 歳以上となり、超高齢社会を迎える。こうした中で、高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、国は医療、介護、予防等が切れ目なく提供できる地域での体制（地域包括ケアシステム）づくりを推進している。また、2025 年に目指すべき医療提供体制の実現について、各都道府県で地域医療構想を策定し、その実現に向けた検討が進められている。さらに、疾病構造の変化や高齢化の進展、医療技術の進歩、QOL 向上を重視した医療への期待の高まり等により、在宅医療のニーズが増加し多様化している。加えて、2025 年以降現役世代の人口急減という新たな局面において労働力の制約が強まる中で、高齢者人口がピークとなる 2040 年（令和 22 年）頃において必要とされる医療サービスを確保していくためには、これを見据えた対応も求められる。

こうした政策目的の実現のため、機構には、全国的な病院ネットワークを活用しながら、引き続き、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療や、災害等の国の危機管理に際して求められる医療などを着実に実施しつつ、今後は、地域包括ケアシステムの構築及び地域医療構想の実現に向け、地域における医療機能の分化及び連携をさらに進め、地域の医療需要の変化への自主的な対応や、拡大する介護・福祉ニーズに対応するための在宅医療との連携等により地域医療に一層貢献し、我が国の医療政策の実施や医療水準の向上に寄与するよう最大限の努力を期待する。併せて、これからの医療サービスの生産性向上に向けたテクノロジーの実用化推進やデータヘルス改革、タスク・シフティングを担う人材育成など我が国の課題解決に資する取組も期待する。

(別添) 政策体系図

第2 中期目標の期間

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成31年4月から令和6年3月までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

1 診療事業

患者の目線に立った安心・安全で質の高い医療を提供し、地域包括ケアシステムの構築及び地域医療構想の実現に積極的に取り組むとともに、国の医療政策に貢献すること。

(1) 医療の提供

患者の目線に立った医療の提供を推進する観点から、引き続き、患者のニーズを的確に把握し、患者満足度の向上に努めること。

また、安心・安全な医療を提供するため、地域の医療機関との連携や機構のネットワークの活用により、医療安全対策をより一層充実させ医療事故の防止に努めるとともに、院内感染対策の標準化にも取り組み、これらの取組の成果について適切に情報発信すること。

さらに、質の高い医療の提供や医療の標準化のため、引き続き、チーム医療やクリティカルパス^{*}の活用を推進するとともに、臨床評価指標の効果的な活用を推進すること。

^{*} クリティカルパス・・・疾患に対する患者の状態と診療行為の目標及び評価・記録を含む標準診療計画

【指標】

- ① 特定行為を実施できる看護師の配置数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ② 専門性の高い職種の配置数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ③ クリティカルパスの実施割合を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること。

(指標の設定及び水準の考え方)

- ① 高度な判断能力と実践能力を持つ特定行為を実施できる看護師の配置は、スキルミックスによるチーム医療の提供や、医師の業務に係るタスク・シフ

ティング（業務の移管）、タスク・シェアリング（業務の共同化）にも資するため、医療の質の向上の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。（過去実績：平成26年度43人、平成27年度62人、平成28年度75人、平成29年度92人）

- ② 各専門領域における高度な専門的知識・技能を有する専門・認定看護師及び専門・認定薬剤師等の配置は、医療の高度化・複雑化に対応するためのチーム医療の推進に資することから、医療の質の向上の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。（過去実績：認定看護師 平成26年度730人、平成27年度798人、平成28年度916人、平成29年度972人 専門看護師 平成26年度46人、平成27年度54人、平成28年度56人、平成29年度59人 認定薬剤師 平成26年度49人、平成27年度46人、平成28年度57人、平成29年度58人 専門薬剤師 平成26年度12人、平成27年度25人、平成28年度24人、平成29年度27人）

- ③ クリティカルパスの実施は、診療計画及び実施プロセスを標準化することにより、チーム医療の実現や医療の質の向上に資するほか、インフォームドコンセントを着実に実施することで、患者満足度を向上させる効果が期待できるため、クリティカルパスを実施している病院における新規入院患者数に占めるクリティカルパスの実施割合を、質の高い医療の提供や患者の目線に立った医療の提供の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とするよう設定する。（過去実績：平成26年度47.4%、平成27年度46.9%、平成28年度48.6%、平成29年度47.2%）

【重要度：高】

標準化した診療計画及び実施プロセスに基づき着実なインフォームドコンセントを実施することや、地域の医療機関との医療安全相互チェック、臨床評価指標による計測等の取組を実施し、医療の質や患者満足度の向上に努めることは、政策目標である「安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりの推進」に寄与するものであり重要度が高い。

（2）地域医療への貢献

地域包括ケアシステムの構築や各都道府県の地域医療構想の実現のため、機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、併せて、個々の病院について、その機能、地域医療需要及び経営状況等を総合的に分析した上で、機能転換や再編成等を検討すること。

また、地域の医療機関との連携をさらに進めるとともに、介護施設や福祉施設も

含めた入退院時における連携及び退院後の在宅医療支援を含めた支援の強化を図ること。

【指標】

- ① 紹介率を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること。
- ② 逆紹介率を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること。
- ③ 地域の在宅医療を支援する観点から、機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ④ 退院困難な入院患者の入退院支援実施件数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ⑤ セーフティネット分野の医療を提供する病院における短期入所（短期入院を含む）、通所事業の延べ利用者数を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること。

(指標の設定及び水準の考え方)

- ① 機構の各病院を受診した患者のうち、他の医療機関から紹介されて来院した患者の割合である紹介率を、地域の医療機関との連携の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とするよう設定する。(過去実績：平成26年度67.4%、平成27年度69.3%、平成28年度73.0%、平成29年度74.2%)

- ② 機構の各病院を受診した患者のうち、他の医療機関へ紹介した患者の割合である逆紹介率を、地域の医療機関との連携の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とするよう設定する。(過去実績：平成26年度54.6%、平成27年度56.3%、平成28年度59.5%、平成29年度61.0%)

- ③ 地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図るため、機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の利用者数を、在宅医療支援の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。

- ④ 地域包括ケアシステムの構築においては、介護・福祉施設を含めた入退院時における連携及び在宅復帰支援が重要であり、退院困難な入院患者の入退院支援実施件数を、医療機関や介護・福祉施設との連携及び在宅復帰支援の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。(過去

実績：平成 26 年度 6 万 2871 件、平成 27 年度 6 万 3610 件、平成 28 年度 8 万 5714 件、平成 29 年度 11 万 6986 件)

- ⑤ セーフティネット分野の医療を提供する病院における短期入所（短期入院を含む）及び通所事業の延べ利用者数を、重症心身障害児（者）、筋ジストロフィー、神経難病等の在宅療養患者支援の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とするよう設定する。

【重要度：高】

今後、超高齢社会を迎えるにあたり、国として、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの構築を推進しており、機構の個々の病院が、それぞれの地域で求められる医療需要の変化に対応することや、在宅医療支援を含め他の医療機関等と連携を進めることは重要度が高い。

【難易度：高】

機構の各病院が、地域医療により一層貢献するためには、地域の実情（人口や高齢化の推移、医療圏における医療機関ごとの機能分担、医師の偏在、患者のニーズ等）に応じて、それぞれの地域で異なった連携デザインを構築していく必要があり、その上で、地域における将来の医療提供体制を検討しながら医療を提供していくこと、また、特に、紹介率・逆紹介率といった指標は既に高い水準にある中で、これを維持・向上させていくことは難易度が高い。

（3）国の医療政策への貢献

機構の人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、以下の取組を実施すること。

災害や新型インフルエンザ発生時など国の危機管理に際して求められる医療について、国や地域との連携の強化により、災害対応時の役割の明確化や災害医療現場等で貢献できる人材の育成、厚生労働省のDMA T事務局の体制強化など国の災害医療体制の維持・発展への貢献を含め、中核的な役割を果たす機関としての機能を充実・強化すること。また、発災時に必要な医療を確実に提供すること。

重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（平成 15 年法律第 110 号）に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療について、引き続き、我が国における中心的な役割を果たすこと。また、利用者の権利を守り、在宅医療支援を含めた医療・福祉サービスの充実を図ること。

エイズへの取組について、ブロック拠点病院においてH I V裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとと

もに、エイズ患者及びH I V感染者を含め、高齢化等個々の状態に応じて適切に対応できるよう、必要な人的・物的体制整備の下、引き続き取組を進めること。

新型コロナウイルス感染症への取組について、引き続き、都道府県と連携し、地域において必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供するよう体制の整備を図ること。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、病院ネットワークを活用し、地域の医療機関や介護・障害福祉分野等の関係者を対象として、地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修を実施することにより、地域における感染防止対策を講ずること。

このほか、国の医療分野における重要政策のモデル的な取組を積極的に実施するなど国の医療政策に貢献すること。

【指標】

- ① 事業継続計画（BCP）整備済病院数（災害拠点病院を除く。）を、毎年度、前年度より増加させ、速やかに全病院で整備すること。
- ② 後発医薬品の使用割合を、毎年度、政府目標の水準を維持しつつ、令和5年度までに数量ベースで85%以上とすること。
- ③ 地域の在宅医療を支援する観点から、機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数を、毎年度、前年度より増加させること（再掲）。
- ④ 地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修について、令和2年度中に開始し、令和3年度は研修実施件数を276件以上、以降、毎年度、前年度より研修実施件数を増加させること。

（指標の設定及び水準の考え方）

- ① 発災時に必要な医療を提供する体制を維持するためには、各病院の業務を滞りなく継続できる体制構築が重要であり、BCP整備済病院数を、国の危機管理体制への貢献の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加させ、速やかに全病院でBCPを整備するよう設定する。（平成30年11月末時点 15病院）

- ② 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）により、政府目標として、後発医薬品の使用割合が定められていることから、同使用割合を、国の医療分野における重要政策のモデル的な取組の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、同方針により、政府目標として、後発医薬品の使用割合を2020年9月までに80%にすると定められているが、機構では既に政府目標を上回る水準にあることから、さらに高い目標として85%とするよう設定する。（過去実績：平成26年度66.4%、平成27年度72.7%、平成28年度78.7%、平成29年度83.5%）

- ③ 地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図るため、機構の病院

が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の利用者数を、在宅医療支援の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。

- ④ 地域の実情に応じた感染症対応に係る研修について、令和2年度中に開始し、研修実施件数については、都道府県より新型コロナウイルス感染症患者に対応する重点医療機関、協力医療機関として設定された病院（92病院）において、令和3年度に3件以上実施すると想定し、92病院×3件で年間276件以上と設定し、以降、毎年度、前年度より増加するよう設定する。

【重要度：高】

南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害が予想される中、人材育成を含め災害発生に備えた機能の充実・強化は重要であり、また、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療についても、引き続き中心的な役割を果たしていく必要があるため重要度が高い。

さらに、新型コロナウイルス感染症の新規陽性患者数が全国的に増加している中、病院ネットワークを活用し、地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修を実施することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図ることは、国の医療施策に貢献するものであるため重要度が高い。

【難易度：高】

必要な医療を確実に提供しながら、災害発生時など国の危機管理に際して求められる医療についても迅速かつ確実に提供できるよう、災害対応体制を整備し、維持することは難易度が高い。

また、後発医薬品の使用割合に係る目標達成には、医療提供側と患者側の双方の理解を一層深め、後発医薬品の使用促進対策を継続的に実施していく必要があるが、機構では既に政府目標である80%を超える高い水準にある中、更にこれを上回る目標を達成することは難易度が高い。

さらに、新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの取組により培った経験や知識に基づき、効果的な感染症対策を分析したうえ、地域における様々なニーズに応えるような研修を実施し、感染症拡大防止を図ることは難易度が高い。

2 臨床研究事業

機構の病院ネットワークを最大限活用した迅速で質の高い治験の推進やEBM推進のための大規模臨床研究に、より一層取り組むとともに、他の設置主体も含めたこれらの分野に精通する医療従事者の育成及び認定臨床研究審査委員会の適正な運用を図ることにより、我が国の臨床研究及び治験の活性化に貢献すること。

また、電子カルテデータ等から標準化された診療データを収集・分析するデータベースを引き続き運用し、更なる標準化データの収集・分析や規模の拡大に取り組み、臨床疫学研究の推進等を図ること。あわせて、医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資する利活用を推進するとともに、国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供についても積極的に貢献すること。

さらに、先進的医療への取組として、他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究をより充実させること。

加えて、国の医療情報政策のモデル事業を実施するなど、医療のIT化への対応に向けて積極的に貢献すること。

【指標】

英語原著論文掲載数を、毎年、前年より増加させ、令和5年までに平成30年の実績に比べ、5%以上増加させること。

(指標の設定及び水準の考え方)

機構全体で研究により得られた成果を国内外に広く情報発信するため、英語論文の投稿や学会発表について、積極的に取り組んでいることから、英語原著論文掲載数を臨床研究事業の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年、前年より増加させ、令和5年までに平成30年の実績と比べ、5%以上増加するよう設定する。(過去実績：平成30年1467本)

【重要度：高】

効率的な臨床研究及び治験を実施するため、ICTを活用した各種データの標準化や、質の高い標準的な医療を広く提供するための医学的根拠を確立する研究事業等は、国が推進する医療分野の研究開発に貢献するものであるため重要度が高い。

【難易度：高】

機構における英語論文掲載数については、これまでに、我が国全体における臨床医学系論文数の増加割合を大幅に超える伸び率で増加させてきている中、毎年、前年より英語原著論文掲載数を増加させ、令和5年までに平成30年の実績と比べ、5%以上増加させることは難易度が高い。

3 教育研修事業

様々な診療機能を持つ機構の病院ネットワークを活用し、医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を含め、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施し、我が国の医療

の質の向上に貢献すること。

また、看護師等養成施設については、地域における医療人材育成やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえた上で、必要に応じて見直しを行うこと。

さらに、今後の医療の高度化・複雑化を支えるために、国においても特定行為に係る看護師の育成を進めている中で、機構においては、当該政策の推進に貢献することに加え、チーム医療の推進及びタスク・シフティング、タスク・シェアリングによる医師の負担軽減を図る観点からも、高度な看護実践能力を持つ看護師の育成を引き続き推進すること。

【指標】

- ① 職種毎の実習生の延べ受入日数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ② 地域の医療従事者を対象とした研修会の開催件数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ③ 地域住民を対象とした研修会の開催件数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ④ 特定行為研修修了者数を、毎年度、前年度より増加させること。

(指標の設定及び水準の考え方)

- ① 質の高い医療従事者の育成のためには、医師、看護師、薬剤師等を指す学生に対する卒前教育が重要であることから、実習生の延べ受入日数を教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。(過去実績：医師・歯科医師 平成26年度1万9405人日、平成27年度1万9985人日、平成28年度1万8018人日、平成29年度2万2551人日 看護師 平成27年度43万768人日、平成28年度44万2249人日、平成29年度44万9093人日 薬剤師 平成26年度2万8765人日、平成27年度2万7534人日、平成28年度3万1955人日、平成29年度3万5896人日)

- ②③ 地域医療の質の向上に貢献するためには、地域の医療従事者及び地域住民に対する教育研修を充実させることが重要であることから、地域医療従事者及び地域住民を対象とした研修会の開催件数を、教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。(過去実績：地域の医療従事者を対象とした研修会 平成26年度3451件、平成27年度3434件、平成28年度3461件、平成29年度3563件 地域住民を対象とした研修会 平成26年度1283件、平成27年度1384件、平成28年度1550件、平成29年度1596件)

- ④ 特定行為研修は、専門的な知識及び技能の向上を図り、質の高い看護師を育成するものであることから、その修了者数を教育研修事業の実績を測る指

標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。(過去実績：平成 28 年度 10 人、平成 29 年度 8 人)

第 4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第 29 条第 2 項第 3 号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 効率的な業務運営体制

法人全体として経営の健全性が保たれるよう、本部機能の見直しなど理事長がより一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築すること。

また、法人の業績等に応じた給与制度を構築すること。

さらに、働き方改革を実現するため、職員全体の勤務環境の改善に取り組むとともに、医師の勤務負担の軽減や労働時間の短縮のため、特にタスク・シフティングの推進等国の方針に基づいた取組を着実に実施すること。

2 経費の節減及び資源の有効活用

人員の配置については、医療の高度化や各種施策を踏まえながら、人件費比率と委託費比率にも留意しつつ、適正な配置に努めること。

調達については、機構が策定する「独立行政法人国立病院機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

医薬品や医療機器等の共同調達については、これまでも国立高度専門医療研究センター（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 3 条の 2 に規定する国立高度専門医療研究センターをいう。）、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構と連携の上、実施しているところであるが、これまでの効果を検証しつつ、より効率的な調達に努めること。

後発医薬品については、これまでの取組を継続し、今後も他の医療機関の模範となるよう、より一層の採用促進を図ること。

投資については、地域の医療需要や機構及び各病院の経営状況を踏まえながら、効率的、効果的かつ機動的に行うこと。

保有資産の有効活用にも取り組むこと。

一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成 30 年度と比べ、5%以上節減を図ること。

上記 1 及び 2 の取組により、各年度の損益計算において、機構全体として経常収支率を 100%以上とすること。

【指標】

各年度の損益計算において、機構全体として経常収支率を100%以上とすること。

(指標の設定及び水準の考え方)

事業の継続性を図り、安定的な経営基盤を確立するため、各年度の損益計算において、機構全体として経常収支率を100%以上とするよう指標を設定する。また、業務実績の評価においては、目標達成に向けた経営改善に係る取組についても適切に評価するものとする。(過去実績：平成26年度101.6%、平成27年度100.1%、平成28年度99.3%、平成29年度99.8%)

【難易度：高】

病院経営を巡る環境が我が国全体として厳しい状況にある中で、結核等の不採算医療の提供や働き方改革に対応しながら、各年度の損益計算において、機構全体として経常収支率100%以上を達成することは難易度が高い。

第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。

「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図り、前中期目標期間末の繰越欠損金の早期解消に努めること。

また、長期借入金の元利償還を確実にを行うこと。

なお、毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

1 人事に関する計画

良質な医療を効率的に提供していくために、医師等の医療従事者を適切に配置する一方、技能職について、アウトソーシング等に努めるなど一層の削減を図ること。

また、必要な人材の確保及び育成について、計画的な取組を実施すること。

さらに、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築すること。

2 内部統制の充実・強化

内部統制の更なる充実・強化を図るため、内部監査のほか、各病院におけるリスク管理の取組を推進するとともに、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組

むこと。

3 情報セキュリティ対策の強化

情報セキュリティ対策の強化については、政府統一基準群に基づき定めている機構の情報セキュリティポリシーを引き続き遵守するとともに、職員の情報セキュリティ対応能力の向上に資する取組を実施するなど、我が国の医療分野における情報セキュリティ強化にも貢献すること。

4 広報に関する事項

機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報に努めること。

5 その他

既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。